
2025 年度北米日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業

ハワイ企画展（商談ミッション型）ご案内（2026/2/9-10）

申込〆切：2025 年 11 月 7 日（金）日本時間

ジェトロは、2026 年 2 月 9 日-10 日に米国・ハワイで現地のバイヤーとの商談会・視察を開催します。

ハワイ州は人口あたりの日本食レストラン軒数で全米ナンバーワンを誇ります。独自の食文化が発展し、観光客と地元住民の多様なニーズが混在するハワイの食品市場は、日本産食材にとって大きな可能性を秘めています。ジェトロは、日本人・アジア人の割合が他の州に比べて高く、日本食店舗の多いハワイ州・ホノルル市にて、有力バイヤー訪問型の日本産食品の商談会を開催します。

ハワイ市場への販路開拓を目指す事業者様におかれては、是非奮ってご応募ください。

■ 1. プログラム概要 ■ ■

- ・名称：2025 年度北米日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業 ハワイ企画展（商談ミッション型）
- ・開催日時：2026 年 2 月 9 日（月）-10 日（火）（現地時間）
- ・場所：ホノルル市内
- ・プログラム内容：ジェトロがバイヤーとのアポイント・移動手段のアレンジを行います。

<商談ミッション>

開催期間中、複数のハワイ市内の食品インポーター・ディストリビューター・小売店等（主に日系）を訪問し、5 件（予定）のバイヤーとの商談及び市場視察を行います。

<ネットワーキング>

有名レストランシェフ・ディストリビューター等への商品紹介やネットワーキングの機会を提供します。

■ 2. 定員 ■ ■

・ハワイ・ホノルルにて対面で参加される事業者：5 社程度（1 社複数商品が可能）（1 社 2 名程度まで参加可能）

※ご応募多数の場合は、先着順を基本としつつ、審査を行います。審査についての詳細は「5. 出品者選考について」をご確認ください。ご参加いただけない可能性がございますことを予めご了承ください。募集結果は、11~12 月頃にお知らせします。

・カタログ（一部商品サンプルを含む）にて商品紹介をする事業者：45 社程度

※審査の結果、渡航が叶わなかった事業者様におかれましては、カタログにて商品を紹介させていただきます。

■ 3. 参加費用 ■ ■

＜渡航での参加の場合＞

・参加者が負担する費用：

商品サンプル費、現地へのサンプル輸送費及び輸送に際して必要となる経費

サンプル、試食提供を行う場合の提供容器（皿、フォーク等）、現地までの渡航費・滞在費、現地での食事代、海外旅行保険、通信費等

・ジェトロが手配・負担する費用：

ジェトロが指定する集合場所（ハワイ）から訪問先へ移動するための車両、プログラム期間中の通訳費

■ 4. 対象事業者、対象商品 ■ ■

【対象事業者】

・日本から北米へ輸出を希望する企業

※直接商流に関わらないコンサルタント等は参加不可。

・本プログラム参加目的が商談による取引先の発掘・継続取引である企業。プロモーションや調査が主目的ではない企業。

・輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を持っている企業。

・事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者がある企業。

・英語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えている企業。

・ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にアンケート等への協力が可能な企業。

・オンライン商談の場合に、オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさない企業。

・現地に渡航する場合、サンプル、サンプル輸送を自社で手配し、費用等を負担できること。

※サンプルの輸送手続きは各社が行うこととし、ジェトロは関与しません。

・募集要項等の内容、条件に同意している企業。

【対象商品】

＜対面での参加の場合＞

・現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

※米国への食品の輸出規制については下記をご参照ください。

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide.html

・米国で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品。

- ・衛生基準、商品ラベル、添加物、成分や着色料などが FDA の規準を満たすことを確認済みの商品。
- ・FDA 食品施設登録済みの商品（登録対象外の商品を除く）。
- ・冷蔵・冷凍品（生鮮品、鮮魚等）は自社で持ち込み・管理ができる場合のみ対象。
- ・渡航費、サンプル手配、輸送費等を負担できること。

<カタログでの参加の場合>

- ・現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

※米国への食品の輸出規制については下記をご参照ください。

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide.html

- ・米国で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品。
- ・衛生基準、商品ラベル、添加物、成分や着色料などが FDA の規準を満たすことを確認済みの商品。
- ・FDA 食品施設登録済みの商品（登録対象外の商品を除く）。

【有望商品】

- ・北米市場において新規性がある（過去年度に北米サンプルショールームに出品したことが無い、大手日系輸入業者等が扱っていない）もの。
- ・PB 対応が可能なもの。
- ・賞味期限が 12 か月以上（生鮮品等を除く）のもの。
- ・英文パッケージがあるもの。
- ・FDA ラベル（栄養成分表等）があるもの。
- ・生産者取得認証（ISO22000、FSSC22000 等）があるもの。
- ・商品取得認証（Organic JAS、Non-GMO Project、Kosher 等）があるもの。【有望商品】

■ 5. 出品者選考について ■ ■

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点評価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績

8. 日本で登記している事業者か

9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か

10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※出品商品のうちジェトロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

■ 6. 申込みページ ■ ■

https://www.jetro.go.jp/services/jpfoodglobal_gateway/northamerica.html

■ 7. お申込み後の流れ（予定） ■ ■

- 1) 2025 年 11 月 7 日（金）（日本時間）申し込み締め切り
- 2) 2025 年 11 月：参加いただく事業者に採択連絡をメールで行います。
- 3) 2025 年 12 月：事前説明会開催（対象：現地参加企業）
- 4) 2026 年 2 月 9 日-10 日 ハワイ・ホノルルでの商談会・視察開催

■ 8. お問い合わせ ■ ■

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2025

■ 9. 出品規約・免責事項など ■ ■

キャンセル規定

- 出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にジェトロまでお知らせください。

ご案内する所定のフォームにて手続きをお願いすることになります。出品確定前に申し込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。

- 自己都合によるキャンセルは、以降の本事業にかかる出品者の選考にて一定期間減点されます

留意事項

▪ 本案内書に定めのない事項は、ジェトロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。

▪ ジェトロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。

▪ 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェトロ及び JFOODO からの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェトロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。

- 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェトロから提供された情報及び資料は、お客様限りで

使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。

- 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェトロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
- 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
- 本コンテンツを、ジェトロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
- 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェトロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
- 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
- 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
- ジェトロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
- 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守します。
 - (1) 本イベントのアクセス URL、ID、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - (4) 本イベント参加時には、第三者が PC 等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
- 本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

▪ 本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第 1 審の合意管轄裁判所とします。

免責事項

▪ 本商談会において、商談相手又はジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

▪ 本商談会の実施に際し、ジェトロは、WEB 会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB 会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又は PC 等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします

▪ ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

(1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき

(2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき

(3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。

(4) 前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき

(5) お客様の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき

(6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合

(7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。

(8) 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき

▪ ジェトロは、オンライン商談を構築する WEB 会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。

▪ 前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。

▪ 商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。